

初回面接

- 居宅介護支援事業所を選択(契約)します。

◆ 契約を目的とした面接(インテーク面接)です。

- 「居宅介護支援事業所」のご利用を下記書類で説明します。
(同意・契約をします。※契約はケアプラン原案作成後でもかまいません。)
 - ・ 「重要事項説明書」 ・ 署名捺印
 - ・ 「居宅介護支援契約書」 ・ 同上
 - ・ 「個人情報使用同意書」
- ケアプラン作成申請を市役所に提出します。
 - ・ 「居宅介護サービス計画作成依頼(変更)申請書」
必要事項を記入し市の窓口(各区役所長寿保険課)へ提出します。

※介護支援専門員へ依頼可

※スクリーニング

- 当事業所に対応可能か
- 対応できない場合
 - 担当件数・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援対象者
 - サービス提供地域以外
 - 経験値により責任を十分に果たすことができない
- 上記の場合、地域包括支援センターにつなげる
- 他法の利用の必要性があるか。その場合、必要な機関と連携・協働する体制づくりができるか
- 緊急性があるか。その判断の根拠は

○ご利用されるサービスについて、複数のサービス提供事業所の情報をご提供します。

重要：公正中立なケアマネジメントの確保(契約時の説明等)

ご利用者やそのご家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、

- ・ 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
- ・ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること
- ・ 入院時、入院先の医院・診療所にケアマネジャーの名前を伝えること

※引き続き、「アセスメント(情報収集・課題分析)」を行います。